

## 第10条（紹介料の返戻）

採用決定者が、自己都合により退職した場合、または本人の責に帰する事由により解雇された場合、甲は、乙に対し、次の基準で本件紹介料の返還を請求できるものとする。但し、前条に記載の甲が乙に通知した労働条件と甲が採用決定者と締結した雇用契約内容が異となることに起因する場合はこの限りでない。

### 【本件紹介料の返戻】

退職、解雇が

入社日より1ヶ月未満の場合・・・・・・・・本件紹介料の額の80%を返戻する

入社日より1か月以上3ヶ月未満の場合・・・・・・・・本件紹介料の額の50%を返戻する